

高知大学池知奨学金規則

平成16年4月1日
規則第291号

最終改正 令和5年3月17日規則第104号

(設定)

第1条 池知一水（南国市小籠121番地）から高知大学に対する奨学寄附金に基づいて、高知大学池知奨学金（以下「池知奨学金」という。）を設定する。

(目的)

第2条 池知奨学金は、高知大学農林海洋科学部農林資源環境科学科及び高知大学農林海洋科学部農林資源科学科の専門課程に在学する者であって、次の各号に該当し、将来林業の振興に貢献しようとする者に対し、この規則の定めるところにより学資を給与することを目的とする。

- (1) 学術優秀、志操堅実であって身体強健な者
- (2) 学資の支弁が困難と認められる者であって、他から奨学資金を受けない者

(基金)

第3条 池知奨学金の基金は、100万円とする。

(資金)

第4条 池知奨学金の資金は、前条の基金の運用によって生じた収益金をもって充てるものとする。

(奨学金・奨学生)

第5条 第2条の規定により給与する学資を奨学金、奨学金を受ける者を奨学生という。

(出願手続)

第6条 奨学生を志望する者は、所定の奨学生願書に必要書類を添えて学長に提出しなければならない。

(選考)

第7条 奨学生の選考は、前条の規定により提出した書類に基づき、奨学生選考会（以下「選考会」という。）において行うものとする。

(認定)

第8条 奨学生となる者は、選考会の議に基づき、農林海洋科学部長を経て学長が認定する。

(保証人)

第9条 奨学生となる者は、適当な保証人を立てなければならない。

2 前項の保証人は、奨学金の給与を受けた者の連帯保証人として、第15条及び第16条に定める奨学金の返還及び延滞利息の支払いについて、50,000円を極度額として、連帯して保証するものとする。

(奨学金の額)

第10条 奨学金の額は、月額5,000円とする。

(給与期間)

第11条 奨学金を給与する期間は、10か月とする。

(交付)

第12条 奨学金は、奨学生に認定した月の分から毎月一定日に出納主任から交付するものとする。

(奨学金の休止)

第13条 奨学生が休学したときは、休学の日の属する月の翌月から復学した日の属する月の分まで奨学金の給与を行わないものとする。

(認定の取消し)

第14条 奨学生が次の各号の一に該当するに至ったときは、奨学生の認定を取り消すものとする。

- (1) 学業成績又は操行が著しく不良となったと認められるとき。
- (2) 心身の故障のため成業の見込みがなくなったと認められるとき。
- (3) 他の学部若しくは学科又は他の大学に転じたとき。
- (4) 退学したとき。
- (5) 奨学金を辞退したとき。
- (6) その他奨学生として適当でないとして認められるとき。

(返還)

第15条 前条の規定により奨学生の認定を取り消された者は、取消しの日の属する月の翌月から起算して、奨学金の交付を受けた月数に相当する期間内に、奨学金として交付を受けた総額を返還しなければならない。

2 前項に規定する奨学金の返還については、割賦の方法によることができる。

(延滞利息)

第16条 奨学金の返還を要する者は、正当の理由がなく前条に規定する期間内に奨学金を返還しなかったときは、返還期日の翌日から返還の日までの期間に応じ、延滞利息を支払わなければならない。

2 前項の延滞利息の額は、民法（明治29年法律第89号）第404条により算出するものとする。

（返還の免除）

第17条 学長は、第15条に規定する者が次の各号の一に該当するときは、同条の規定にかかわらず、奨学金の全部又は一部の返還を免除することができる。

(1) 高度の障害者となったとき。

(2) 死亡したとき。

(3) その他災害、疾病等やむを得ない事由により奨学金を返還することが困難と認められるとき。

（事業年度）

第18条 池知奨学金の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

（事業計画）

第19条 池知奨学金の事業計画は、毎年4月に定めるものとする。

（選考会の審議）

第20条 第10条、第11条、第14条から第17条まで及び第19条に規定する事項の処理については、選考会の審議を経て行うものとする。

（雑則）

第21条 選考会その他この規則の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成21年6月9日規則第19号）

この規則は、平成21年6月9日から施行する。

附 則（平成28年3月18日規則第116号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月2日規則第38号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月17日規則第104号）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。